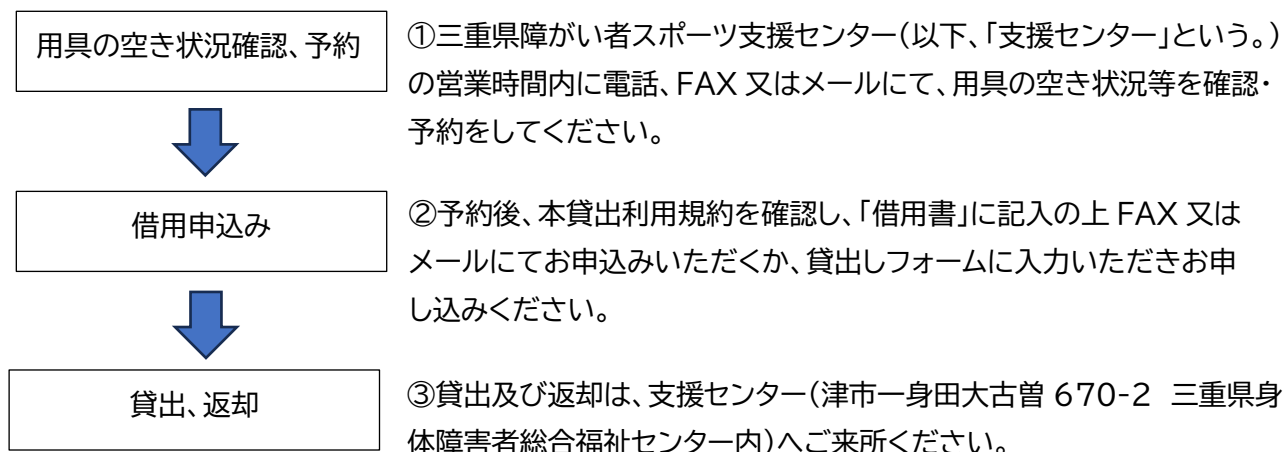


# スポーツ用具貸出利用規約

## 1 申請の流れ



## 2 費用

貸出しに係る費用は、無料です。

## 3 貸出しのキャンセル

申込みしていた用具の貸出しをキャンセルする場合は、貸出日の前日(土日祝の場合は、直前の平日)までに、支援センターに連絡してください。

## 4 貸出期間

貸出期間は最大 14 日間です。ただし、理由によっては、支援センター所長の判断により、延長を認める場合があります。

## 5 貸出期間の短縮

貸出期間を短縮する場合は、支援センターに直接連絡してください。

## 6 貸出用具の返却

返却に際しては、貸出した時と同じ状態で返却し、支援センター職員の確認を受けてください。支援センター職員が確認した際、明らかな毀損が見受けられる場合は、下記の 7 の通りといたします。

※支援センターの営業時間外の場合は、当直の警備員に声をかけ、返却してください。

## 7 貸出用具の滅失及び毀損

貸出用具を滅失又は毀損した場合は、直ちに支援センターへ連絡してください。

貸出用具の保管については、充分注意してください。

用具の運搬については、用具保護のため、雨風の当たらない運搬方法にて実施してください。  
荷台のある車両(軽トラック等)での運搬は不可とします。

貸出用具返却後、明らかに通常使用による損耗以外の破損や汚損が生じた場合は、修理代金相当か貸出用具の購入価格の同等額を弁償していただきます。

## 8.禁止事項

利用者が以下のような行為を行った場合は、支援センターは事前に通知することなく用具貸出契約を解除できるものとします。

- (1)営利を目的としたレンタル。(事業、個人等)
- (2)予約後、事前連絡なしに当日、貸出に來られなかった場合
- (3)事前連絡なしでの返却遅延
- (4)貸出用具を第三者への譲渡・質入・占有
- (5)貸出用具の転貸
- (6)その他、本規約及び法令等に違反する行為

## 9.賠償責任

下記については、支援センターでは一切の責任を負いません。賠償責任が発生した場合は、利用者が責任を負うものとします。

- (1)使用上の不注意によって生じた周辺施設等を破損させた場合
- (2)利用中の本人の怪我や第三者に怪我を負わせた場合